

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■報告事項

- ①新型コロナウイルス感染症対策調整費の執行について（農林水産総務課） … P 1

令和3年2月4日
農 林 水 産 部

新型コロナウイルス感染症対策調整費の執行について

〔農林水産総務課〕

○新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業

1. 事業概要

以下の取組を支援

(1) 小規模事業者向け補助金

農林漁業者が、新型コロナウイルス禍で経営を継続し、生産を回復・拡大できるような環境を整えるために必要な施設整備・機械導入を支援

(2) 意欲ある地域・グループ向け補助金

アフターコロナの新しい社会ニーズに対応した生産体制を新たに構築しようとする意欲ある地域・グループの前向きな取組を支援

2. 支援内容の見直し

9月補正予算で措置した10.5億円を大きく超える要望があったため、農業・林業において支援内容を見直し

(1) 農業

・小規模事業者向け補助金

単独申請：上限50万円/人 → 上限40万円/人

共同申請：①上限50万円×10人 → 上限30万円×10人

②実質定額 → 補助率2/3

①、②いずれか低い額

・水稲についてはコスト削減計画の提出を求める

・GAP導入については6月補正で措置した支援内容と均衡を図り、上限を100万円とする

・意欲ある地域・グループ向け補助金

補助率2/3の取組：

上限1億円 → 5千万円

・共同利用施設の新設・増設に該当するものを採択
(単なる更新、修繕等は除く)

(2) 林業

・意欲ある地域・グループ向け補助金

補助率2/3 → 補助率1/2

3. 予算対応

上記の見直しを行った上で、可能な限り多くの取組を採択できるように最大4.5億円の新型コロナウイルス感染症対策調整費を充当する方針